

資料

日本における北欧刑事法・犯罪学研究

坂 田 仁

はじめに

一、日本人による研究

二、翻訳

三、紹介

四、使用言語

むすび

はじめに

筆者がスウェーデンの犯罪者処遇システムに関心を抱いて研究を始めてから二十年以上になる。その間にかかなりの数の論文を書いてきた。スウェーデン語を理解する数少ない研究者の一人として、極力スウェーデン語文献による研

究を心がけてきた。

筆者の研究の主要な部分は慶應義塾大学法学部の「法学研究」に発表されている。特に、「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観」という表題で昭和五十七年から平成十一年まで十七年間スウェーデンの犯罪防止委員会の資料を中心としてスウェーデン語の資料を紹介し続けてきた。このシリーズを筆者は一旦中止し、異なった展開をこれから求めて行こうと考えている。

この機会に、これまで我が国で行われてきた北欧の犯罪学・刑事法制研究を概観して、筆者なりのイメージを得ておきたいと考え、古い時代からの我が国の北欧研究の成果をまとめてみた。これが本稿である。また、併せて、我が

国の研究者が北欧の制度を研究する際に活用している資料の言語についても小調査を行った。

これまでの筆者の研究を可能にしたストックホルム大学犯罪学研究所、スウェーデン犯罪防止委員会、スウェーデン矯正保護庁等の諸機関及びスベリ教授を始めとする多数の関係者の方々に心から感謝の意を表したい。

一、日本人による研究

明治維新の後日本の近代化の過程で「監獄改良問題」は特殊な意味を持っていた。安政の不平等条約の改正に監獄改良問題が絡んでいたとされるからである。当時の政府は、監獄の改良に努めると同時に職員の質の向上に努めている。その表れが一八九〇年の「警察監獄学校」の開設であった。⁽¹⁾これとほぼ時を同じくして「大日本監獄雑誌」が発刊された。この第一号に佐野尚の手による「瑞典丁字形監獄略図」(大日本監獄協会雑誌一卷一号、一八八八年)という論文が掲載されている。これが日本におけるスウェーデン(北欧)の制度を最初に紹介した論文である。佐野はこの他にも「瑞典監獄事情」(大日本監獄協会雑誌四巻五号、一八九二)という講演を行っている。また、小河滋次郎は、

「法学協会雑誌」に「旧臘崩御セラレタル瑞典王ヲスカル二世陛下ノ獄制ニ対スル事蹟ノ一班ニ就テ(法学協会雑誌二六巻二号、一九〇八年)」を寄稿している。これらはスウェーデン行刑が当時の監獄制度の専門家の関心の対象になっていたことを示している。しかし、この後スウェーデン、北欧に対する関心は失われ、後述の翻訳以外にはほとんど見るべきものはない。

第二次世界大戦の終結後数多くの北欧刑事科学の研究がなされるようになった。戦後間もなく一九四八年にスウェーデンの一九四五年の行刑改革を扱った論文が発表されている。これは雑誌「刑政」に三回にわたって掲載された綿引伸郎著「スウェーデンの新行刑法(一)(二)(三)」(刑政五九巻五七号、一九四八年)である。そして、一九五二年に四論文、一九五三年に二論文、一九五八年に二論文、一九六二年に二論文、一九六三年に一論文、一九六四年に一論文をそれぞれ得ている。そして、一九八〇年代には毎年数編の論文を得るようになり、更に一九九〇年代には合わせて五〇編以上の論文を得るようになっていた。これは北欧への関心の高まりを示していると考えてよいであろう。取上げられている国はスウェーデンが圧倒的である(表1)。スウェーデンが何故我々の関心を強く引いているの

〔表1〕 北欧犯罪学・刑事法に関する日本の研究

	Sweden	Denmark	Norway	Finland	Nordic	合計
刑事政策	16	3	1	0	8	28
犯罪学	2	0	0	0	3	5
刑事訴訟	15	3	1	0	0	19
矯正保護	15	2	1	3	1	22
刑法	6	1	0	0	0	7
少年犯罪	9	2	0	0	0	11
罰金	3	0	0	0	0	3
警察	2	0	0	0	0	2
被害者	1	0	0	0	0	1
更生保護	5	0	0	0	0	5
少年矯正	3	0	0	0	0	3
犯罪報道	1	0	0	0	0	1
薬物	1	0	0	0	0	1
合計	79	11	3	3	12	108

か、その理由はわからないが、筆者自身の北欧研究のスタートはスウェーデンの児童福祉法であった。児童福祉委員会そのものの発祥がノルウェイであることは、後に知ったことである。

明治時代の日本の刑罰制度の専門家が何故スウェーデンの監獄制度に興味を示したのか、これもわからないことである。小河滋次郎が何故オスカル二世の追悼記事を「法学協会雑誌」に載せたのかもわからない。ただスウェーデンに独居拘禁を導入する有力な要因となったグーラブックの著者がオスカル一世であったことが何かの関係を有するものと筆者は推測する。それは、小河がクローネの完全な追従者であったからである。小河は独居拘禁の日本における熱心な推進者であった。しかし、彼は今世紀の始めに司法省を去り、独居拘禁自体も衰退の方向に向っていた。そのためか、その後スウェーデンの行刑は日本にほとんど紹介されていない。

スウェーデン以外の国に対する関心の広がりには乏しい。デンマークへの関心はステュルツのヘルステッドベスターでの精神病質犯罪者の処遇に集中しており、多くの日本の研究者はヘルステッドベスターを研究訪問している。加藤久雄の著書はこれにかなりのページを割いている。

表1から研究領域では刑罰制度、刑事政策、裁判所の手続が関心を引いている。スウェーデンの刑罰制度への関心は大きい。刑事政策では「保護法」草案の発表が日本の、特に新派の刑法理論に立つ研究者に大きい衝撃を与えたこ

とが関係論文の数から読み取れる。

現在は北欧の「参審制度」が関心を引いている。司法制度の改革と関連して、弁護士会の団体によるデンマーク及びスウェーデンの参審制度と陪審制度の現地調査研究が公開されている。刑法の領域では一人の研究者がスウェーデン語文献による刑法理論に関する論文を発表している。

しかし、各研究者ごとの論文の数は必ずしも多くない(表2及び付録2参照)。一人あたり一〜二編が普通である。特に数多く論文を発表しているのは、森下忠、立山龍彦、

前野育三、坂田仁の四人である。ただ、この論文では刑事法、刑事政策関連の論文に焦点をあてているので、これ以外の領域、訴訟手続きの領域には萩原金美、民事法の領域には菱木昭八朗という、レント及びウプサラからそれぞれ名誉法学博士の学位を得ている専門家が在ることを付け加えておく必要がある。その他、若い研究者が育ってきていることも付け加えておく必要がある。彼らによる将来の研究の発展に期待している。

上記の四人の中で森下は昭和二八年以来四〇年以上にわたって数多くの北欧に関する紹介論文を発表していることが注目値する。

〔表2〕 日本人研究者リスト

氏名	論文数	年度	氏名	論文数	年度
鮎川 潤	1	1997	長田 秀樹	4	1989-1995
藤平 英夫	2	1952	中村 秀次	1	1989
藤本 哲也	2	1979-1997	中谷 瑾子	2	1986-1987
古田 悠紀	1(2 parts)	1981	野坂 明彦	2	1995
後藤 弘子	1	1986	小河滋次郎	1	1908
萩原 金美	6	1985-1997	大橋 薫	1	1992
花島政三郎	1	1995	大橋 哲	1	1998
平野 洋子	1	1986	大曲 祐子	1	1993
広瀬 貞雄	1	1962	小澤 禧一	4	1967-1981
伊藤 広史	1	1997	坂田 仁	22	1966-1999
海渡 雄一	1	1990	佐野 尚	2	1888-1891
加毛 修	1	1990	佐藤 博史	1	1998
加藤 久雄	1	1983	沢田 健一	1	1993
吉川 経夫	3	1971-2000	田中 八郎	1	1969
東京三弁護士会	2	1995-1998	立山 龍彦	6	1982-1998
前野 育三	10	1983-1998	土屋 正三	1	1970
牧野 英一	2	1952-1958	臼井 滋雄	2(6 parts)	1967
松沢 伸	1	1994	綿引 伸郎	1(3 parts)	1948
宮原 三男	1	1952	八木 國之	5	1966-1989
宮澤 浩一	3	1962-1974	山内 香子	1	1994
森下 忠	8	1953-1998			

二、翻訳

A 著書の翻訳

筆者の目に触れた範囲内で七編の著書の翻訳がある（付録3参照）。この中で最も重要なのはビエレの『殺人の心理』ではないかと思う。ビエレはシュリイターの親友であり、筆者はスンデルの「シュリイター」⁽²⁾の中でビエレの生涯に触れることができた。スンデルによるとビエレはリストの門下であり、またフロイトの同時代人でもある。そして、精神分析とは異なる方法で犯罪者の心の深奥に迫ろうとしていた。この著書の訳者はリストのもとで学んだ牧野英一の弟子の佐藤昌彦である。

七編の翻訳の中の五編はスウェーデンに関するものである。残りのうちの一つはクリステイの著書、もう一つはステュルツプの著書である。前者の訳者は東海大学の立山龍彦と寛正豊和である。筆者は、クリステイの小論をノルウェイ語から翻訳したことがある。また、後者の訳者は法務省に勤務していた小澤禧一で、ステュルツプのもとで研究した経歴を持つ。セリンの『文化葛藤と犯罪』をここに含めたのは彼がスウェーデン出身の著名な研究者であると考

えたからである。エリクソンの訳書は原文の英訳からの重訳であり、そのため原著の半分は失われている。チンベリイの訳書は英文の著書からなされている。訳者は西村克彦である。ポールディングの著書の翻訳は原語からなされている。訳者は上述した萩原金美である。

B 論文の翻訳

北欧に関する論文の最初の翻訳は「瑞典国監獄博士アルムキスト氏小伝」である。訳者は武田英一である。この翻訳は一八九一年に行われており、極めて興味深い。ただ、著者の名前からフランス人の著作ではないかと考えられる。

以上の他に一四編の論文が第二次世界大戦終了までに日本語に訳されている。これらは三つのグループに分けられる。一つは北欧における死刑の廃止、二は北欧の刑罰制度、三は一九二五年にロンドンで開かれた第九回監獄会議に関するものである。これらはすべて司法省の内部で行われている。第二のグループの訳者は中尾文策⁽³⁾であるが、他はわからない。中尾は日本における矯正の領域における指導者の一人であり、矯正局長、矯正協会会長の職を勤めている。第一、第二のグループについては原題がわかっているが、第三のグループの原題は不明である。一は英語から、二、

〔表 3〕 翻訳された著書論文の内容

	Sweden	Denmark	Norway	Finland	Nordic	合計
刑事政策	6	2	4	0	0	12
犯罪学	3	0	1	0	0	4
刑事訴訟	4	0	0	1	0	5
矯正保護	8	2	1	1	1	14
刑法	4	0	0	0	0	4
少年犯罪	1	0	0	0	0	1
更生保護	2	0	1	0	0	3
少年矯正	1	0	0	0	0	1
犯罪報道	4	0	0	0	0	4
死刑	1	1	1	0	1	5
殺人	2	0	0	0	0	2
予防	0	0	0	0	1	1
精神医学	0	1	0	0	0	1
合 計	35	6	8	2	2	53

〔表 4〕 北欧の論文著書の紹介の内容

	Sweden	Denmark	Norway	Finland	Nordic	合計
刑事政策	6	0	1	0	0	7
犯罪学	5	0	1	0	1	7
刑事訴訟	1	0	0	0	0	1
矯正保護	1	0	0	0	0	1
少年犯罪	1	0	0	0	0	1
警察	2	0	0	0	0	2
少年矯正	3	0	0	0	0	3
歴史	2	0	0	0	0	2
予防	1	0	0	0	0	1
精神医学	1	0	0	0	0	1
合計	18	0	2	0	1	21

三はフランス語からの翻訳である。この中であってひとつだけ昭和五年に木村亀二の行ったセリンの論文の翻訳は非常に貴重なものといってよいであろう。

第二次世界大戦終了後は付録 3 に示されるように多数の

翻訳がなされている。その他、多数の北欧の専門家が日本を訪問している。アジア極東犯罪防止研修所の資料によれば、一七人の専門家が同研修所として招聘されている（付録 4 参照）。また、一九九〇年代には若干のスウェーデンの専門家が来日して主に犯罪者の施設外処遇について講演している。

C 国と領域

ここでも国はスウェーデンが圧倒的である。何故スウェーデンかといえば、恐らくその実務が研究に値すると考えられているからだといってよいであろう。ストックホルムの日本大使館には日本の法務省の矯正領域の公務員が外交官として勤務している。これは、日本におけるスウェーデンに対する大きい関心を示しているものである。この関心は将来他の北欧諸国にも広が

るものと思う。

研究領域も矯正・更生保護に関するものが圧倒的である。その理由は北欧の人間的な犯罪者処遇への日本の関心の強さと考えられる。また、北欧の司法制度、特にその参審制度の歴史的発展の特殊性が我々の関心を引いているものと思う。

一九八〇年代にマスメディアにおける犯罪報道の問題が日本で議論されたことに関連して、スウェーデンの報道オンブズマンのカーシュが来日すると同時に複数の専門家の論文が日本語に翻訳されている。

三、紹介

文献紹介ないし書評は二一編であった。表4と付録3がこれを示している。この他に筆者の手による「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観」が一九八一年から一九九七年まで継続して「法学研究」に発表されている。

文献紹介はすべて戦後のもので、戦前には存在しない。その原因は分からないが、言語の難しさの問題と地理的状况とが関係していると思う。

二一の紹介・書評のうち一七編はスウェーデンに関する

ものであり、アンデネースとクリスティの紹介が例外である。その他は、筆者によるものが大部分である。筆者は三の著書の紹介を主にスウェーデン語で書かれた文献について行っている。スウェーデンの研究の日本への紹介がその主要な動機である。これから若い研究者による紹介が行われれば状況は変化するものと思う。

四、使用言語

北欧の言語は我々日本人にはなじみの薄い言語である。ここから、北欧研究がどの言語によつてなされたかという興味が生じる。この点について筆者は昨年（一九九九年）簡単なアンケート調査を試みた。その結果をここにまとめておきたい。

A 調査方法

調査の方法は恣意的に刑法学会、犯罪社会学会及び被害者学会の名簿から七〇人を選び、下記の質問を内容とする質問紙（一部編略）を郵送して無記名の回答を求めた。

一 北欧の犯罪学・刑事法制・刑事政策について書籍・論文を書いたことがありますか。

〔表 10〕 Nordisk Kriminologi
を知っているか

回答	数	%
引用した	0	0.0
知ってる	10	47.6
知らない	11	52.4
無回答	28	
合計	21	100

〔表 5〕 回答について

回答	数	%
匿名回答	31	63.3
記名回答	18	36.7
無回答	0	0.0
合計	49	100

〔表 6〕 論文を書いたこと
があるか

回答	数	%
ある	14	28.6
ない	35	71.4
合計	49	100

〔表 7〕 何語の文献を資料
として使用したか

回答	数	%
瑞典語	3	21.4
丁林語	1	7.1
英語	11	78.6
独逸語	5	35.7
仏蘭西語	2	14.3
日本語	3	21.4
無回答	35	
合計	14	100

〔表 8〕 SvJTを知っているか

回答	数	%
引用した	1	4.5
知ってる	7	31.8
知らない	14	63.6
無回答	27	
合計	22	100

〔表 9〕 NTFKを知っているか

回答	数	%
引用した	0	0.0
知ってる	6	30.0
知らない	14	70.0
無回答	29	
合計	20	100

〔表 11〕 SCCPを知っているか

回答	数	%
引用した	4	18.2
知ってる	8	36.4
知らない	10	45.5
無回答	27	
合計	22	100

七 次の文献資料をご存知ですか。

7-1 Svensk Juristidning (SvJT)

7-2 Nordisk Tidskrift for Kriminalvidenskap
(NTFK)

7-3 Nordisk Kriminologi (NK)

7-4 Studies on Crime and Crime Prevention
(SCCP)

四 それらの書籍・論文の文献資料として使用したものは何ですか。

a あります。

b ありません。

B 調査結果

(1) 回答の匿名性 (表 5 参照)

七〇の質問紙に対して四九の回答 (回答率七〇%) があつた。四九の回答のうち三一が無記名、一八が記名回答であつた。

- a 北欧語 (語) の資料
- b その他の外国語 (語) の資料
- c 日本語の資料
- d 文献資料を使用していない。

(2) 論文を書いたことがあるか (表 6 参照)

四九の回答の中で一四（二八・六％）が肯定の回答をしている。これは調査対象者七〇人の二〇％である。この数は予測より多いように思われる。

(3) 使用言語（表7参照）

論文等を書いたと回答した者一四人のうち使用言語の分布は表7の通りである。英語の使用が圧倒的である。一方、比較的僅かながら北欧語の文献を使用している者がいる。北欧と日本との直接リンクが将来促進されることを期待したい。

(4) 学術雑誌

この調査に特殊なことは、多数の回答者がこの質問に回答しなかったことである。四九人の回答者中、SVJTについて二七人が、NTTKについて二九人が、NZKについて二八人が、SCCPについて二七人が何の回答もしていない。これは、回答をしなかった者がこの調査にある種の防衛的態度を示したものと受取ることが可能である。

(4 a) SVJT（表8参照）

二二人の回答者の中で一人だけが引用したと回答している。知っていると回答した者は七人、一四人は知らないと回答している。文部省の国立情報学研究所によると九大学が本誌を予約購読している。これからみると、刑事法の領

域以外で北欧の法学研究に関心を有している研究者がかなりいるのではないかと考えられる。この雑誌は北欧の雑誌で日本の大学に最も知られたものといってよい。その他筆者を含めて何人かの者は個人で購読している。しかし、引用者が一人という事実はスウェーデン語の難しさを示すものであろう。

(4 b) NTKK（表9参照）

この質問に回答した者のうち六人だけが本誌を知っていると回答した。上記の国立情報学研究所によると本誌を保有しているのは慶應義塾大学図書館のみである。しかし、その全部を保有しているのではなく、一九四九年以降の本誌を保有している図書館はない。この事実は予期しないものであった。

(4 c) Nordisk kriminologi（表10参照）

この質問に回答した二一人のうち一〇人が知っていると言った。引用している者は皆無であるが、本誌は一番良く知られた雑誌ということになる。Scandinavian Study Council on Criminology が何らかの形で日本の研究者に知られていることを反映しているものと思う。

(4 d) SCCP（表11参照）

この質問に回答した二二人の中で四人がこれを引用して

おり、八人が本誌を知っていると回答している。一方、知らないと回答した者は一〇人である。本誌の使用言語は英語であり、新しいわりに比較的よく利用されているようである。しかし、国立情報学研究所によると予約購読している大学は一校のみであった。

むすび

以上の記述から筆者は次のような結論が得られるものと考ええる。

一、北欧は日本の研究者にとってはマイナーな領域である。本稿は改めてそれを確認した。しかし、同時にスウェーデンの矯正保護のシステムが長期間にわたって我々の関心をひいてきたことも事実である。

二、今から百年前明治時代に既にスウェーデンの監獄制度は我々の関心を引いていた。この伝統は現在もなお存在しているといつてよいが、他の北欧諸国には拡大されていない。

三、SocSciを予約購読している大学図書館が九館あることは予想外であった。一方JLISを保有している大学図書館が一館しかないことも予想外であった。このことは、

北欧への関心がスウェーデンに偏していることを示しているといつてよいであろう。

四、「保護法案」がスウェーデンで提案されたとき、一部の研究者はそれに強い関心を抱いた。しかし、それは長続きしなかった。その後いくつかのトピックが我々のスウェーデンへの興味を引いた。一九八〇年代の犯罪報道、一九九〇年代の参審制度などである。この間にもスウェーデンの矯正保護制度は我々の関心を引き続けている。

五、北欧研究には言語の習得という極めて困難な問題が存在している。日本語がヨーロッパの人々にほとんど学習不可能な言語とみられているように、北欧の言語は我々にとって学習困難な言語となっている。これが我々の北欧研究を阻害している最大の要因であろう。

六、しかし、北欧への関心は伸びており、かなりの学生が北欧の大学で学んでいるとの話も聞く。この傾向が今後続くことを願って、本稿の筆をおくことにする。

七、なお、最後に北欧犯罪学専門家会議に触れておきたい。本年筆者は初めてこの会議に参加した。使用言語が北欧語のみのため議論の理解が困難を極め、事実上何も理解できなかったが、それでもスウェーデン語の報告は一部理解できた。通常会議には付き物の印刷された論文の概

要が配布されず、すべて耳から聞かなければならないのに閉口した。しかし、デンマーク語、ノルウェー語、スウェーデン語で次々と議論が展開され、それぞれ自国語で参加するという会議の進行に感心した。会議場の外では筆者のスウェーデン語が何とか通じ、参加者との会話をある程度まで楽しむことができた。

(1) 矯正図書館(佐々木繁典他)編、資料・監獄官練習所、昭和五二年(矯正協会刊)参照。

(2) Sundell, Jan-Olof: Karl Schlyter—en biografi—, Norstedts, 1998.

(3) 朝倉京一、中尾文策、罪と罰三七卷二号、平成一二年、四六頁。

(4) 平成一二年六月五日から七日までノルウェーのオスロ大学で開催された。(NTFK 87-3, 2000 cf.)

付録1 日本において翻訳又は紹介された北欧の研究者
(研究者アルファベット順)

訳者不詳(翻訳):『V・アルムキスト(Viktor Almqvist)『スウェーデンにおける死刑廃止』: 刑政四四卷五号: 一九三一

大塚郷二(紹介):『一般予防機能についての考察(J・アン

デナエス(Johannes Andenas)』『一般予防——錯覚か真実か』の抄録』: 季刊刑政新三卷三号: 一九五五

藤本哲也(翻訳):『J・アンデネス(Johannes Andenas)』『一般予防再考——研究と政策的意義』: 犯罪と非行三七号、三八号: 一九七八

坂田仁(紹介):『E・アンネシエ(Erik Annens)』『犯罪、刑罰及び警察』: 法学研究七二卷三号: 一九九九

坂田仁(紹介):『E・アンネシエ(Erik Annens)』『人間性と合理主義(Humanitet och rationalism)』: 人間科学一六卷二号: 一九九八

中尾文策(翻訳):『アルヴェロ(M.A.P. Arvelo)』『フィンランドの現行行刑制度』: 司法省(司法資料二六九号): 一九四〇

坂田仁(紹介):『N・ビショップ(Norman Bishop ed.)』『北欧における犯罪と犯罪統制』: 法学研究五四卷七号: 一九八一

佐藤昌彦(翻訳):『A・ビエハ(Andreas Bjerre)』『殺人の心理』: 敵傍書房: 一九三六

萩原金美(翻訳):『P・O・ホルディング(Per Olof Bonding)』『民事・刑事訴訟事務と弁護士』: 一九八五

竹村典良(翻訳):『U・ボンデソン(Ulla Bondeson)』『消極的個別予防の重要性』: 比較法雑誌三三卷二号: 一九九

九三

- 竹村典良(翻訳)：「U・ボンデソン(Ulla Bondeson)『矯正の世界的動向』」：比較法雑誌二三巻二号：一九九九
- 訳者不詳(翻訳)：「トシュテン・カーシュ(Thorsten Cars)『スウェーデンの参審制度について』」：自由と正義四六巻二二号：一九九五
- 山田健太(翻訳)：「トシュテン・カーシュ(Thorsten Cars)『スウェーデンの報道の自由とプレスオンブズマン』」：法学セミナー総合特集シリーズ三九号：一九八八
- 潮見憲三郎(翻訳)：「トシュテン・カーシュ(Thorsten Cars)『日本のプレスとその責任』」：法学セミナー総合特集シリーズ三九号：一九八八
- 新村繁文(紹介)：「アボリシヨニストの視点(四)〈ニルス・クリスティ(Nils Christie)『死と犯罪』」：警察研究六二巻一号：一九九一
- 坂田仁(翻訳)：「N・クリスティ(Nils Christie)『犯罪学の失望(原題 Fagets Fiender)』」：JCCD News 五一号、五二号：一九九〇
- 立山龍彦(翻訳)：「クリスティー(Nils Christie)『刑罰の限界』」：(新有堂)：一九八七(共訳者覚正豊和)
- 立山龍彦(紹介)：「ニルス・クリスティ(Nils Christie)『ヨーロッパにおける犯罪学の動向』」：比較法雑誌二三巻二二号：一九八九
- 朴元奎(翻訳)：「T・エクボン(Thomas Ekbon)『スウェーデンにおける犯罪と矯正制度の現況』」：犯罪と非行一〇六号：一九九五
- 萩野京子(翻訳)：「G・エングストレーム(G. Engström)『スウェーデンにおける矯正行刑と情報公開』」：犯罪と非行一一七号：一九九八
- 犯罪行動研究会(翻訳)：「T・エリクソン(Torsten Eriksson)『犯罪者処遇の改革者達』」：一九八〇
- 坂田仁(翻訳)：「T・エリクソン(Torsten Eriksson)『日本人はなぜ法律をよく守るのか』」：罪と罰二五巻四号：一九七八
- 訳者不詳(翻訳)：「H・エヴェンソン(Haus Evenson)『危険な異常犯罪者に対する処分』」：国際行刑会議報告書集7(司法資料一五八号)：一九九〇
- 坂田仁(紹介)：「J・フリュゲッド(Janne Flyghed)『危機における法治国家』」：法学研究六七巻五号：一九九一
- 訳者不詳(翻訳)：「S・M・フライ(S.M.Frey?)『オランダ及びスカンデナヴィアにおける死刑廃止』」：刑政四四巻五号一九三一
- 中尾文策(翻訳)：「ゴル(Auguste Goll)『デンマルクの現行行刑制度』」：司法省(司法資料二六九号)：一九四〇
- 坂田仁(紹介)：「L・グレンヴァル(Lars Grönwall)他『精神医学、強制及び法』」：法学研究六八巻七号：一九九三
- 武田英一(翻訳)：「ギョーム(Guillome?)『瑞典国監獄大博

士アルムキスト氏小伝』(一)・(三)：大日本監獄協会雑誌四巻五号、六号、七号：一八九一

坂田仁(紹介)：「H・ホーファー(Hanns v. Hofer)『刑務所』」：法学研究六七巻五号：一九九二

訳者不詳(翻訳)：「K・ヤンソン(Kjell Jansson)(講演)『スウェーデンにおける非行少年の施設内処遇』」：刑政一〇六巻一一号：一九九五

訳者不詳(翻訳)：「H・ヨルゲンセン(Hakon Jørgensen)『国際的犯罪者への対策』」：国際行刑会議報告書集6(司法資料一五七号)：一九一〇

西村克彦(翻訳)：「O・チンベリイ(Olof Kinberg)『刑事学の根本問題』」：一九五六

大塚郷二(紹介)：「一般予防機能についての考察(O・チンベリイ(Olof Kinberg)『予防についての批判的考察』の抄録)」：季刊刑政新三巻三号：一九五五

萩原金美(翻訳)：「ハンヌ・タバミ・クラミ(Hanne Tapani Kiami)『フィンランド証拠法の発展と現況』」：神奈川法学三〇巻二号：一九九五

朴元奎(翻訳)：「J・クヌットソン(Johannes Knutsson)『スカンジナビア諸国における状況的犯罪予防の経験』」：犯罪と非行一一号：一九九七

坂田仁(紹介)：「M・クムリーン(Mats Kumlien)『訓練と刑罰』」：法学研究六九巻二一号：一九九四

前野育三(翻訳)：「キョールホルン(Bekart Kihlhorn)『スウェーデンの自由刑と刑事司法制度』」：法と政治三五巻三号：一九八四

中尾文策(翻訳)：「マズレリッツ(Gustaf M. Marelitz)『スウェーデンの現行行刑制度』」：司法省(司法資料二六九号)：一九四〇

染田恵(翻訳)：「K・ニルソン(Kerstin Nilsson)『スウェーデンの更生保護制度』」：犯罪と非行一〇九号：一九九六

中尾文策(翻訳)：「ニッセン(Hartvig Nissen)『ノルウェーの現行行刑制度』」：司法省(司法資料二六九号)：一九四〇

宮沢浩一・坂田仁(紹介)：「オラ・ニキスト(Ola Nyquist)『少年審判』」：法学研究三五巻八号：一九六一

訳者不詳(翻訳)：「A・オムステッド(Arne Omsted)『仮出獄者等に対する国、団体、個人による監督』」：国際行刑会議報告書集6(司法資料一五七号)：一九一〇

樋口幸吉(翻訳)：「G・リランダー(Gösta Rylander)『スウェーデンにおける一五年間の殺人者』」：犯罪学雑誌二二巻六号：一九五六

坂田仁(紹介)：「J・サルネッキ(Jerzy Sarnecki)『ストックホルムにおける「二条保護の追跡」』」：法学研究六六巻四号：一九九一

大塚郷二(紹介)：「罪の裁判と刑の裁判(K・シュリター(Karl Schlyter)『スエーデンにおける社会防衛の一改革』の抄録)」：季刊刑政新一巻三号：一九五三

訳者不詳(翻訳)：「T・セリン(Thorsten Sellin)『スエーデンの少年裁判所の代用物』」：少年の非行(後編)『最高裁判所(家庭裁判資料九号)』：一九五〇

佐藤裕(翻訳)：「T・セリン『プロベクションとこれと関係のある諸制度(スウェーデン)』」：法務省(保護資料七号)：一九五五

木村亀二(翻訳)：「ティール・セリン(Thorsten Sellin)『欧州に於ける最近の行刑思想』」：法学志林三二巻一―号：一九三〇

小川太郎・佐藤勲平(翻訳)：「T・セリン(Thorsten Sellin)『文化葛藤と犯罪』」：法政大学出版局：一九七三

牧野英一(紹介)：「G・シムソン(Gerhard Simson)『フランク・ヴ・リストとスウェーデンの刑事政策』」：季刊刑政新一巻一号：一九五二

宮沢浩一(翻訳)：「G・シムソン(Gerhard Simson)『スウェーデン刑法典』」：法学研究四九巻六号：一九七六

宮沢浩一(翻訳)：「G・シムソン(Gerhard Simson)『スウェーデンの刑罰観と犯罪者処遇』」：刑事法学の諸問題：一九七八

宮沢浩一(翻訳)：「G・シムソン(Gerhard Simson)『スウ

エーデン刑法改正の特徴』」：法務資料四〇六号(法務省)：一九七八

訳者不詳(翻訳)：「N・シェルンベリイ(Nils Sjöberg)『常習累犯者に対する対策』」：国際行刑会議報告書集2(司法資料一〇〇号)：一九〇七

小沢禧一(翻訳)：「ステュルップ(Georg Stürup)『異常犯罪者の社会復帰』」：東京大学出版：一九七三

諸沢英道・渡辺道雄(翻訳)：「K・スベリ(Knut Sven)『スウェーデンにおける少年非行の報道について』」：法学セミナール特集「人権と犯罪報道」：一九八六

黒沢美絵(紹介)：「H・タム(Henrik Tham)『スウェーデンにおける司法と福祉』」：日本犯罪社会学会ニュース六二号：一九九七

訳者不詳(翻訳)：「K・トルプ(Karl Torp)『デンマークにおける死刑廃止』」：刑政四四巻五号：一九三三

訳者不詳(翻訳)：「I・C・W・チュレン(I.C.W. Thyrén)『累犯者に対する特別拘禁』」：国際行刑会議報告書集2(司法資料一〇〇号)：一九〇七

鈴木和枝(翻訳)：「L・ヴェーブル(Lennart Våhle(?)『なぜスウェーデン人は、日本人より好奇心が少ないか』」：法学セミナール特集「人権と犯罪報道」：一九八六

柳本正春(翻訳)：「D・ワード(D.A. Ward)『スウェーデンおよびデンマークにおける行刑改革と収容者の権利』」：

犯罪と非行二〇号：一九七四

坂田仁(紹介)：「G・ウィクトランド(Gunilla Wiklund)編

『90年代の刑事政策』…法学研究六五巻七号：一九九〇

坂田仁(紹介)：「P・O・ウィクストレーム(Per-Olof H.

Wikström)編『犯罪予防戦略の統合』…法学研究七〇巻

六号：一九九五

訳者不詳(翻訳)：「F・ウォックスン(F. Woxon)『ノルウ

エーにおける死刑廃止』…刑政四四巻五号：一九三二

付録2 日本人研究者による北欧研究

[著書]

一…加藤久雄：『治療改善処分の研究』…慶應通信：一九八

三

二…八木國之：『増補・新派刑法学の現代的展開』…酒井書

店：一九八四

三…坂田仁：『犯罪者処遇の思想』…慶應通信：一九八四

四…萩原金美：『スウェーデンの司法』…弘文堂：一九八六

五…坂田仁：『スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(一)

九八一～一九八七)』…慶應通信：一九八九

[論文等]

一…佐野尚：『瑞典丁字形監獄略図』…大日本監獄協会雑誌

一卷一号：一八八八

二…佐野尚：『瑞典監獄事情』…大日本監獄協会雑誌四巻五

号：一八九一

三…小河滋次郎：『旧臘崩御セラレタル瑞典王ラスカル二世

陛下ノ獄制ニ対スル事蹟ノ一斑ニ就テ』…法学協会雑誌二

六巻二号：一九〇八

四…綿引伸郎：『スウェーデンの新行刑法(一)(二)(三)』…

刑政五九巻五号、六号、七号：一九四八

五…藤平英夫：『フィンランドにおける過剰拘禁の緩和対

策』…法務省(法務研究三六巻六号)：一九五二

六…宮原三男：『スカンジナビア諸国の少年法制』…小川太

郎編、少年非行と少年保護：一九五二

七…藤平英夫：『スウェーデンにおける過剰拘禁の緩和対

策』…法務省(法務研究三六巻六号)：一九五二

八…牧野英一：『スウェーデンにおける罰金日掛け制度』…季

刊刑政新一巻二号：一九五二

九…森下忠：『刑罰制度改革の動向』…季刊刑政新二巻一号

：一九五三

一〇…森下忠：『スウェーデンの行刑制度(一)(二)』…刑政

六四巻四号、五号：一九五三

一一…森下忠：『北欧における保安処分』…保安処分の研究

(有斐閣)：一九五八

一二…牧野英一：『スウェーデンの保護法案』…季刊刑政新六

巻一号：一九五八

- 一三…宮沢浩一…「スウェーデンにおける非行少年問題とその対策」…法学研究三五卷八号…一九六二
- 一四…広瀬貞雄…「スウェーデンの矯正施設を訪ねて」…犯罪学雑誌二八卷五・六号…一九六二
- 一五…森下忠…「スウェーデン新保護法の成立」…法律のひろば一六卷一二号…一九六三
- 一六…森下忠…「スウェーデンの矯正制度」…刑法改正と刑事政策(有斐閣)…一九六四
- 一七…坂田仁…「スウェーデンの児童福祉委員会について」…家庭裁判月報一八卷二号、一九六六
- 一八…八木國之…「保安処分をめぐって」…法律時報三八卷七号…一九六六
- 一九…小澤禧一…「デンマークの行刑制度とその実際」…刑政七八卷一号…一九六七
- 二〇…宮沢浩一…「スウェーデン新刑法典における『制裁』について」…判例タイムズ二〇二号…一九六七
- 二一…白井滋夫…「ヨーロッパ諸国における犯罪者処遇の実際と刑事立法改正の動向(デンマーク)(一八)(一九)(二〇)(二一)」…警察研究三八卷一一号、一二号、三九卷一号、三号…一九六七
- 二二…白井滋夫…「ヨーロッパ諸国における犯罪者処遇の実際と刑事立法改正の動向(スウェーデン)(二六)(二七)」…警察研究三八卷八号、一〇号…一九六七
- 二三…勝尾鏖三・エリクソン(対談)…「スウェーデンの矯正事情」…刑政七九卷一号…一九六八
- 二四…坂田仁…「スウェーデンの児童福祉委員会」…宮澤浩一編、世界諸邦少年法制の動向、鳳舎…一九六八
- 二五…田中八郎…「スウェーデンにおける新警察制度」…警察研究四〇卷五号…一九六九
- 二六…土屋正三…「スウェーデン国家警察の成績」…警察研究四一巻一〇号…一九七〇
- 二七…吉川経夫…「北欧諸国における保安処分制度」…法学志林六八卷三・四号…一九七一
- 二八…坂田仁…「スウェーデン刑法における性規定」…中山・宮澤編、性と法律、成文堂…一九七一
- 二九…坂田仁…「スウェーデンの少年刑務所と少年福祉学校」…法学研究四四卷八号…一九七一
- 三〇…吉川経夫…「北欧」…刑法改正の研究(Ⅰ)…一九七二
- 三一…坂田仁…「スウェーデン王国における少年犯罪に関する人格調査について」…家庭裁判月報二六卷四号…一九七四
- 三二…宮沢浩一…「スウェーデンにおける被害者補償制度」…法学研究四七卷八号…一九七四
- 三三…八木國之…「自由刑の処遇制度近代化への展開」…中央大学九十周年記念論文集…一九七五
- 三四…八木國之…「北欧における行刑制度」…法律時報四八

巻七号・一九七六

三五・藤本哲也・「北欧における刑務所改善運動」・比較法雑誌一二巻二号・一九七九

三六・小沢禧一他・「国際的視野から見た累犯問題」・法務

総合研究所研究部紀要二三号・一九八〇

三七・坂田仁・「スウェーデンにおける累犯対策」・法務総合研究所研究部紀要二三号・一九八〇

三八・小沢禧一・「スウェーデンの矯正保護」・更生保護と

犯罪予防五九号・一九八〇

三九・古田佑紀・「ヨーロッパ諸国における保安処分制度とその運用の概要」・判例時報一〇〇五号、一〇〇六号・一九八一

四〇・小沢禧一他・「国際的視野から見た犯罪者処遇」・法務総合研究所研究部紀要二四号・一九八一

四一・立山龍彦・「ノルウェーにおける刑務所管理の新しい傾向」・東海大学文明研究所紀要三三号・一九八二

四二・坂田仁・「スウェーデンの情状鑑定類似制度」・上野・兼頭他編、刑事鑑定の理論と実務、成文堂・一九八二

四三・立山龍彦・「スウェーデンの刑務所制度」・東海大学文明研究所紀要四号・一九八三

四四・坂田仁・「スウェーデン」・宮澤・藤本編、新講刑事政策、青林書院・一九八三

四五・前野育三・「スウェーデンにおける少年非行処遇」・

関西非行問題研究九号・一九八三

四六・前野育三・「スウェーデンの刑事政策」・法と政治三

五巻二号・一九八四

四七・前野育三(資料)・「スウェーデンにおける犯罪者処遇の動向」・法と政治三六巻四号・一九八五

四八・萩原金美・「スウェーデンの陪審制度」・神奈川大学

法学研究科研究年報六号・一九八五

四九・立山龍彦・「デンマークにおける施設内処遇の一つの試み」・JCCD News 三八号・一九八六

五〇・前野育三(資料)・「スウェーデンにおける犯罪と刑罰の動向と現勢」・法と政治三七巻二号・一九八六

五一・中谷瑾子、平野洋子、後藤弘子・「スウェーデンの性

刑法の改正」・ジュリスト八七二号・一九八六

五二・坂田仁・「スウェーデンの仮釈放」・刑法雑誌二七巻

三号・一九八六

五三・中谷瑾子・「スウェーデンの性刑法の改正と性モラル」・研修四七〇号・一九八七

五四・前野育三・「デンマークにおける少年の自由刑と行

刑」・法と政治三九巻三号・一九八八

五五・坂田仁・「Reaction to Crime of Japan and Nordic Countries—A Statistical Comparison—」・人間科学四

巻一号・一九八八

五六・坂田仁・「スウェーデンの外泊制度」・法学セミナー

総合特集シリーズ四一、日本評論社…一九八八

五七…前野育三…「デンマークの少年法と少年行刑」…法と政治四〇巻二号…一九八九

五八…八木國之…「北欧刑事学の理論と現実」…比較法雑誌二二巻一号…一九八九

五九…中村秀次…「刑の量定——スウェーデンの量刑改革提案評価」…熊本法学六二号…一九八九

六〇…長田秀樹…「スウェーデン刑法における共犯規定と共犯理論」…創価大学比較文化研究六巻…一九八九

六一…長田秀樹…「予備行為の処罰について——スウェーデン刑法の立場から——」…創価大学創立二〇周年記念論文集…一九九〇

六二…長田秀樹…「スウェーデンにおける未遂の刑法上の取扱い」…創価大学比較文化研究七巻…一九九〇

六三…萩原金美…「スウェーデン証拠法序説」…神奈川法学二五巻三号…一九九〇

六四…前野育三…「スウェーデンの司法と福祉」…法と政治四二巻二二三号…一九九〇

六五…坂田仁…「スウェーデンの罰金制度」…刑事基本法改正資料二八号、法務省刑事局…一九九〇

六六…坂田仁…「スウェーデンの罰金制度の沿革」…法学研究六三巻四号…一九九〇

六七…加毛修、海渡雄一…「スウェーデン報告——十分保障

されている被拘禁者の人権と弁護権」…法学セミナー四二二号…一九九〇

六八…坂田仁…「ロービユー感化院」…慶應義塾大学法学部法律学科創設百年記念論文集、慶應通信…一九九〇

六九…萩原金美…「スウェーデンにおける証明責任論」…神奈川大学法学研究科研究年報一二号…一九九一

七〇…森下忠…「ノルウェイの犯罪と刑事政策」…判例時報一四一一号…一九九二

七一…大橋薫…「スウェーデン調査旅行での見聞」…犯罪と非行九一号…一九九二

七二…坂田仁…「スウェーデン一九八八年刑法一部改正について」…八木國之教授古稀記念論文集、法学書院…一九九二

七三…坂田仁…「スウェーデン——二条ホームの現況」…JCD News 六三三号…一九九二

七四…坂田仁…「司法制度」…スウェーデン社会研究所編、スウェーデンハンドブック、早稲田大学出版部…一九九三

七五…坂田仁(資料)…「オンブズマン年次報告より」…スウェーデン社会研究月報二五巻一〇号、一一号…一九九三

七六…大曲祐子…「スウェーデンにおける暴力ビデオ等の規制」…青少年問題四〇巻四号…一九九三

七七…坂田仁…「スウェーデンの『契約治療保護』…犯罪と非行九六号…一九九三

- 七八・沢田健一…「スウェーデンの矯正の現状」…犯罪と非
行九八号…一九九三
- 七九・松沢伸…「デンマーク刑法の発展」…早稲田大学大
院法学研究科法研論集七七…一九九四
- 八〇・森下忠…「スウェーデンの犯罪人引渡法」…判例時報
一四七八号…一九九四
- 八一・萩原金美…「スウェーデン型参審を考える」…自由と
正義四八巻四号…一九九四
- 八二・前野育三…「スウェーデン」…澤登俊雄編「世界諸国
の少年法制」成文堂…一九九四
- 八三・山内香子…「スウェーデンの保安処分」…JCCD
News 六〇号…一九九四
- 八四・立山龍彦…「フィンランドの行刑制度」…刑事法学の
新動向(上)…一九九五
- 八五・長田秀樹…「スウェーデン刑法における中止未遂」…
創価大学比較文化研究一二巻…一九九五
- 八六・野坂明彦…「スウェーデン及びイギリスにおける更生
保護見聞録」…犯罪と非行一〇六号…一九九五
- 八七・野坂明彦…「ストックホルム北西保護観察所」…犯罪
と非行一〇六号…一九九五
- 八八・花島政三郎…「スウェーデンの青少年保護施設を訪ね
て」…犯罪と非行一〇四号…一九九五
- 八九・東京三弁護士会陪審制度委員会…「スウェーデンの参
審制度」…東京三弁護士会陪審制度委員会…一九九五
- 九〇・前野育三…「スウェーデンの少年司法」…刑事弁護八
号…一九九六
- 九一・藤本哲也…「ノルウェーにおける裁判システム外での
紛争処理現状と課題」…法学新報一〇四巻二二三号…一九
九七
- 九二・鮎川潤…「スウェーデンの犯罪と犯罪学」…犯罪社会
学研究一七号…一九九七
- 九三・萩原金美…「スウェーデンの刑事訴訟法」…神奈川大
学法学研究所研究年報一五号…一九九七
- 九四・伊藤広史…「海外の矯正事情(第五回)スウェーデン」
…刑政一〇八巻五号…一九九七
- 九五・立山龍彦…「デンマークの刑罰思想」…JCCD News
八一号…一九九八
- 九六・立山龍彦…「デンマークの刑事司法制度」…東海大学
文明研究所『デンマーク研究プロジェクト報告書』…一九
九八
- 九七・東京三弁護士会陪審制度委員会…「デンマークの参
審・陪審制度」…東京三弁護士会陪審制度委員会…一九九
八
- 九八・佐藤博史…「デンマークの陪審制・参審制」…刑事弁
護一二号…一九九八
- 九九・森下忠…「フィンランドにおける刑務所人口の現況」

判例時報一六三六号・一九九八

一〇〇・前野育三・「スウェーデンの少年法制」…沢登他編

「少年司法と適正手続き」(成文堂)・一九九八

一〇一・清水新二・「スウェーデンの薬物問題とその社会的

対処」…犯罪と非行一一七号・一九九八

一〇二・大橋哲・「スウェーデンにおける行刑の概況」…犯

罪と非行一一七号・一九九八

付録 3 北欧の犯罪学、刑事法制にかかる翻訳・紹介

(年代順)

文献の紹介

牧野英一(紹介)・「G・シムソン(Gerhard Simson)『フラ

ンツ・リストとスウェーデンの刑事政策』…季刊刑政

新一巻一号・一九五二

大塚郷二(紹介)・「罪の裁判と刑の裁判(K・シュリター

(Karl Schlyter)『スエーデンにおける社会防衛の一改革』

の抄録」…季刊刑政新一巻三号・一九五三

大塚郷二(紹介)・「一般予防機能についての考察(J・アン

デナエス(Johannes Andenæs)『一般予防——錯覚か真

実か』の抄録」…季刊刑政新一巻三号・一九五五

大塚郷二(紹介)・「一般予防機能についての考察(O・チン

ベリ(Olof Kinberg)『予防についての批判的考察』の抄

録」…季刊刑政新一巻三号・一九五五

宮沢浩一・坂田仁(紹介)・「オラ・ニキスト(Ola Nyquist)

『少年審判』…法学研究三五巻八号・一九六二

坂田仁(紹介)・「N・ビショップ(Norman Bishop ed.)

『北欧における犯罪と犯罪統制』…法学研究五四巻七号・

一九八一

立山龍彦(紹介)・「ニルス・クリスティ(Nils Christie)『E

ーロッパにおける犯罪学の動向』…比較法雑誌二三巻二

号・一九八九

坂田仁(紹介)・「犯罪の被害者——スウェーデン犯罪防止委

員会調査報告一九八八年一号——」…犯罪社会学研究一五

号・一九九〇

坂田仁(紹介)・「犯罪の趨勢(一九八八年)——スウェーデン

犯罪防止委員会研究報告一九八八年二号——」…犯罪心理

学研究二八巻二号・一九九〇

新村繁文(紹介)・「アポリシヨニストの視点(4)〈ニルス・

クリスティ(Nils Christie)『死と犯罪』」…警察研究六二

巻一号・一九九一

坂田仁(資料)・「スウェーデン矯正保護庁の資料」…人間

科学一三巻一号・一九九六

黒沢美絵(紹介)・「H・タム(Henrik Tham)『スウェーデ

ンにおける司法と福祉』…日本犯罪社会学会ニュース六

二号・一九九七

坂田仁(紹介)・「E・アンネシュ(Erik Annens)『人間性々

合理主義(Humanitet och rationalism)』：人間科学一六卷二号：一九九八

坂田 仁：スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観一覽

一九八八・一九八九：法学研究六四卷三号：一九九一

一九九〇：法学研究六五卷七号：一九九二

一九九一：法学研究六六卷四号：一九九三

一九九二：法学研究六七卷四号：一九九四

一九九三：法学研究六八卷七号：一九九五

一九九四：法学研究六九卷一、二号：一九九六

一九九五：法学研究七〇卷六号：一九九七

一九九六：法学研究七〇卷一〇号：一九九七

一九九七：法学研究七二卷三号：一九九九

上記の概観の中で取上げた主要な文献

「G・ウィクルンド(Gunilla Wiklund)編『九〇年代の刑事政策』：法学研究六五卷七号：一九九〇

「J・サルネッキ(Jerzy Sarniecki)『ストックホルムにおける「二条保護」の追跡』：法学研究六六卷四号：一九九一

「J・フリユゲッド(Janne Flyghed)『危機における法治国家』：法学研究六七卷五号：一九九二

「公共児童の家財団編『懲治場から処遇ホームへ』：法学研究六七卷五号：一九九二

「H・ホーファー(Hanns v. Hofer)『刑務所』：法学研究六七卷五号：一九九二

「L・グレンヴァル(Lars Gronwall)他『精神医学、強制及び法』：法学研究六八卷七号：一九九三

「M・クムリエン(Mats Kumlien)『訓練と刑罰』：法学研究六九卷一、二号：一九九四

「P・O・ウィクストレーム(Per-Olof H. Wikström)編『犯罪予防戦略の統合』：法学研究七〇卷六号：一九九五

「E・アンネシュ(Erik Amners)『犯罪、刑罰及び警察』：法学研究七二卷三号：一九九九

「佐藤昌彦(翻訳)：「A・ビエレ(Andreas Bierre)『殺人の心理』：叡傍書房：一九九六

「西村克彦(翻訳)：「O・チンベリイ(Olof Kinberg)『刑事学の根本問題』：一九九六

「小沢禧一(翻訳)：「ステュルップ(Georg Sturup)『異常犯罪者の社会復帰』：東京大学出版会：一九七三

「小川太郎・佐藤勲平(翻訳)：「T・セリン(Thorsen Selin)『文化葛藤と犯罪』：法政大学出版局：一九七三

「犯罪行動研究会(翻訳)：「T・エリックソン(Torsten Eriks-

翻訳

〔著書〕

son)『犯罪者処遇の改革者達』：一九八〇

萩原金美(翻訳)：「P・O・ポールディング(Per Olof Bol-
ding)『民事・刑事訴訟事務と弁護士』：一九八五

立山龍彦(翻訳)：「クリスティー(Nils Christie)『刑罰の限
界』：(新有堂)：一九八七(共訳者覚正豊和)

【論文】

武田英一(翻訳)：「ギョーム(Guillome?)『瑞典国監獄大博
士アルムキスト氏小伝』(一)―(三)：大日本監獄協会雑
誌四巻五号、六号、七号：一八九一

訳者不詳(翻訳)：「N・シェルンベリィ(Nils Sjernberg)
『常習累犯者に対する対策』：国際行刑会議報告書集二
(司法資料一〇〇号)：一九〇七

訳者不詳(翻訳)：「I・C・W・チュレン(I.C.W.Thyrén)
『累犯者に対する特別拘禁』：国際行刑会議報告書集二
(司法資料一〇〇号)：一九〇七

訳者不詳(翻訳)：「A・オムステッド(Arne Omsted)『仮
出獄者等に対する国、団体、個人による監督』：国際行
刑会議報告書集六(司法資料一五七号)：一九一〇

訳者不詳(翻訳)：「H・ヨルゲンセン(Hakon Jørgensen)
『国際的犯罪者への対策』：国際行刑会議報告書集六(司
法資料一五七号)：一九一〇

訳者不詳(翻訳)：「H・エヴェンソン(Haus Evensson)
『危険な異常犯罪者に対する処分』：国際行刑会議報告書
集七(司法資料一五八号)：一九一〇

木村亀二(翻訳)：「ティール・セリーン(Thorsten Sellin)
『欧州に於ける最近の行刑思想』：法学志林三二巻一一号
：一九三〇

訳者不詳(翻訳)：「K・トルプ(Karl Torp)『デンマークに
おける死刑廃止』：刑政四四巻五号：一九三二

訳者不詳(翻訳)：「S・M・フライ(S.M.Fry?)『オランダ
及びスカンデナヴィアにおける死刑廃止』：刑政四四巻
五号：一九三二

訳者不詳(翻訳)：「V・アルムキスト(Viktor Almqvist)
『スウェーデンにおける死刑廃止』：刑政四四巻五号：一
九三二

訳者不詳(翻訳)：「F・ウォックスン(F. Woxon)『ノルウ
エーにおける死刑廃止』：刑政四四巻五号：一九三二

中尾文策(翻訳)：「ユル(Auguste Goll)『デンマークの現
行行刑制度』：司法省(司法資料二六九号)：一九四〇

中尾文策(翻訳)：「アルヴェロ(M.A.P.Arvelo)『フィンラ
ンドの現行行刑制度』：司法省(司法資料二六九号)：一
九四〇

中尾文策(翻訳)：「マスレリッツ(Gustaf M. Mästrleitz)
『スウェーデンの現行行刑制度』：司法省(司法資料二六
九号)：一九四〇

中尾文策(翻訳)：「ニッセン(Hartvig Nissen)『ノルウェ
ーにおける死刑廃止』：刑政四四巻五号：一九三二

中尾文策(翻訳)：「マスレリッツ(Gustaf M. Mästrleitz)
『スウェーデンの現行行刑制度』：司法省(司法資料二六
九号)：一九四〇

中尾文策(翻訳)：「ニッセン(Hartvig Nissen)『ノルウェ
ーにおける死刑廃止』：刑政四四巻五号：一九三二

中尾文策(翻訳)：「マスレリッツ(Gustaf M. Mästrleitz)
『スウェーデンの現行行刑制度』：司法省(司法資料二六
九号)：一九四〇

中尾文策(翻訳)：「ニッセン(Hartvig Nissen)『ノルウェ
ーにおける死刑廃止』：刑政四四巻五号：一九三二

中尾文策(翻訳)：「マスレリッツ(Gustaf M. Mästrleitz)
『スウェーデンの現行行刑制度』：司法省(司法資料二六
九号)：一九四〇

中尾文策(翻訳)：「ニッセン(Hartvig Nissen)『ノルウェ
ーにおける死刑廃止』：刑政四四巻五号：一九三二

イの現行行刑制度』…司法省(司法資料二六九号)…一九四〇

訳者不詳(翻訳)：「T・セリン(Thorsten Sellin)『スウェーデンの少年裁判所の代用物』…少年の非行(後編)、最高裁判所(家庭裁判資料九号)…一九五〇

佐藤 豁(翻訳)：「T・セリン『プロベイションとこれと関係のある諸制度(スウェーデン)』…法務省(保護資料七号)…一九五五

佐藤 豁(翻訳)：「刑事学協会『プロベイションとこれと関係のある諸制度(ノルウェイ)』…法務省(保護資料七号)…一九五五

樋口幸吉(翻訳)：「G・リランダー(Gösta Rylander)『スウェーデンにおける一五年間の殺人者』…犯罪学雑誌二二巻六号…一九五六

広瀬徹也(翻訳)：「矯正保護庁『スウェーデン刑務所改革』…犯罪学雑誌二八巻五・六号…一九六二

佐藤 豁(翻訳)：「スウェーデン保護法案」…法務省(刑事基本法改正資料三三)：一九六三

柳本正春(翻訳)：「D・ワード(D.A.Ward)『スウェーデンおよびデンマークにおける行刑改革と収容者の権利』…犯罪と非行二〇号…一九七四

一九七八
宮沢浩一(翻訳)：「G・シムソン(Gerhard Simson)『スウェーデン刑法改正の特徴』…法務資料四〇六号(法務省)…一九七八

宮沢浩一(翻訳)：「G・シムソン(Gerhard Simson)『スウェーデン刑法典』…法学研究四九巻六号：一九七六

藤本哲也(翻訳)：「J・アンデネー(S. Johannes Andersen)『一般予防再考——研究と政策的意義』…犯罪と非行三七号、三八号：一九七八

坂田 仁(翻訳)：「T・エリクソン(Torsten Eriksson)『日本人はなぜ法律をよく守るのか』…罪と罰一五巻四号…一九七八

坂田 仁(翻訳)：「スウェーデン現行制裁体系の成立とその評価」法学研究五二巻一二号：一九七九

杉原鎮雄(翻訳)：「犯罪防止委員会(BRA)『新しい刑罰制度』…スウェーデン更生保護関係法令集(青少年更生福祉センター)：一九八〇

前野育三(翻訳)：「キョールホルン(Eckart Kuhlhorn)『スウェーデンの自由刑と刑事司法制度』…法と政治三五巻三三号：一九八四

諸沢英道・渡辺道雄(翻訳)：「K・スベリ(Knut Sveri)『スウェーデンにおける少年非行の報道について』…法学セミナー特集「人権と犯罪報道」：一九八六

鈴木和枝(翻訳)：「L・ウェーブル(Lennart Våhle(?)

『なぜスウェーデン人は、日本人より好奇心が少ないか』

…法学セミナー特集「人権と犯罪報道」…一九八六

訳者不詳(翻訳)：「スウェーデン法務省『あなたが逮捕、勾

留されたら』…法学セミナー増刊特集シリーズ三九号：一

九八八

山田健太(翻訳)：「トシュテン・カーシュ(Thorsten Cars)

『スウェーデンの報道の自由とプレスオンブズマン』…法

学セミナー総合特集シリーズ三九号：一九八八

潮見憲三郎(翻訳)：「トシュテン・カーシュ(Thorsten

Cars)『日本のプレスとその責任』…法学セミナー総合

特集シリーズ三九号：一九八八

坂田 仁(翻訳)：「現行刑法を改正すべき理由(スウェーデ

ン)」…法学研究六二巻二号：一九八九

坂田 仁(翻訳)：「N・クリスティ(Nils Christie)『犯罪学

の失望(原題 Fagets Fiender)』…JCCD News 五一号

五二号：一九九〇

萩原金美(翻訳)：「ハンヌ・タパミ・クラミ(Hanne

Tapami Klami)『フィンランド証拠法の発展と現況』

…神奈川法学三〇巻二号：一九九五

朴 元奎(翻訳)：「T・エクボン(Thomas Ekbon)『スウ

エーデンにおける犯罪と矯正制度の現況』…犯罪と非行

一〇六号：一九九五

訳者不詳(翻訳)：「トシュテン・カーシュ(Thorsten Cars)

『スウェーデンの参審制度について』…自由と正義四六巻

一一号：一九九五

訳者不詳(翻訳)：「K・ヤンソン(Kjell Jansson)(講演

『スウェーデンにおける非行少年の施設内処遇』…刑政一

〇六巻一一号：一九九五

染田 恵(翻訳)：「K・ニルソン(Kerstin Nilsson)『スウ

エーデンの更生保護制度』…犯罪と非行一〇九号：一九

九六

朴 元奎(翻訳)：「J・クヌットソン(Johannes Knuts-

son)『スカンジナビア諸国における状況的犯罪予防の経

験』…犯罪と非行一一号：一九九七

萩野京子(翻訳)：「G・エングストレーム(G. Engström)

『スウェーデンにおける矯正行刑と情報公開』…犯罪と非

行一一七号：一九九八

竹村典良(翻訳)：「U・ボンデソン(Ulla Bondeson)『矯

正の世界的動向』…比較法雑誌三三巻二号：一九九九

竹村典良(翻訳)：「U・ボンデソン(Ulla Bondeson)『消

極的個別予防の重要性』…比較法雑誌三三巻二号：一九

九九

付録4 国連アジア極東犯罪防止研修所に招待された北欧の専門家

氏名	国籍	主題	年度
Stürup, Georg	Denmark	記録なし	1963
Hye-Knudsen, Axel	Denmark	記録なし	1963
Aude, Carl	Denmark	記録なし	1964
Amilon, Clas	Sweden	記録なし	1964
Eriksson, Torsten	Sweden	記録なし	1964
Worm, Anthony Aage	Denmark	記録なし	1965
Ingstrup, Ole	Denmark	記録なし	1972
Christiansen, Karl-Otto	Denmark	記録なし	1973
Andenæs, Johannes	Norway	記録なし	1978
Sveri, Knut	Sweden	記録なし	1980
Rostad, Helge	Norway	記録なし	1986
Joutsen, Matti	Finland	ヨーロッパにおける銃規制の現状	1986
Bondeson, Ulla Viveka	Denmark	記録なし	1991
Svensson, Bo	Sweden	スウェーデンにおける刑事政策における民主主義及び自由刑の代替処分	1992
Ekbohm, Thomas	Sweden	スウェーデンにおける犯罪と矯正の現状	1995
Bergman, Lars	Sweden	スウェーデンの矯正保護	1996
Laine, Matti	Finland	刑務所における矯正処遇	1998